

除じん装置の捕集物処理

適用範囲

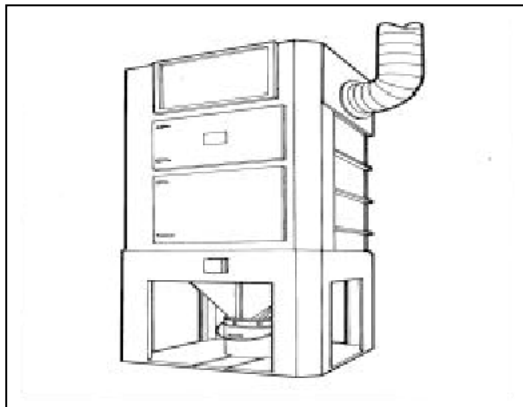
本作業指針シートは ILO 化学物質管理ツールキットの一部で、管理段階 1 が適用されるときに使用する。除じん装置や空気清浄機器で捕集した粉じんを処理ときの規範を示す。すべての規範に従うことが重要である。化学物質によっては引火性または腐食性があるので、これらの危険性に対しても適切な管理が必要である。詳細は、各化学物質の安全上の注意事項を参照すること。本シートは、作業者の健康を守るための最低限の基準を示すものであり、プロセス管理またはその他のリスク管理において適用されるこれより低い基準を正当化するためには使用してはならない。

作業場

- 関係者以外は作業場に入れない。粉じんの処理をするときに風下で誰も作業していないことを確認すること。

設計と装置

- 除じん装置は、できる限り主たる作業場から離れた、風が当たらない場所に設置すること。



- 可燃性の固体を扱う場合は、爆発軽減装置の設置を検討し、装置の接地を確実にすること。
- 粉じんが貯まりすぎる以前に処理する。処理をする周期を定めておくこと。
- 粉じんの容器を取り外すための機械的補助装置の設置を検討すること。
- 粉じんの処理においては、環境保全に関する地域の法令を遵守すること。

- フィルタを通過した清浄空気は、作業場所に戻してもよい。

点検、検査および保全

- ファンまたは換気装置を常に良好な状態に保つこと。

清掃と整理整頓

- 作業機器と作業場を毎日清掃すること。
- こぼれたものは、作業場の粉じんまたはペーパーの発生源となる。こぼれた時は、直ちに完全に拭き取ること。
- ほうきや圧縮空気を使って清掃をしてはならない。濡らした布または真空掃除機を使うこと。
- 使った後、すぐに容器の蓋をすること。
- 容器は損傷するおそれがない安全な場所に保管すること。
- 直射日光が当たる場所に、揮発性液体を置かないこと。

個人用保護具（PPE）

- 有害性グループSの化学物質が皮膚、眼に触れ、または皮膚から体内に入ると危険である。皮膚を化学物質から守る方法に関しては、作業指針シートのSk100とSk101を参照すること。
- 各化学物質の安全上の注意事項によるか、納入業者に問い合わせるかして、必要な個人用保護具を用意すること。
- 保護具の手入れをすること。使わないときは、清掃してから清潔かつ安全な場所に保管すること。
- 保護具は常に清潔を保ち、指定された期間が経過したか、破損したときには交換すること。

教育訓練と管理

- 作業者に扱う物質の危険性・有害性を教育し、作業指針シートと保護具の必要な理由を理解させること。
- 作業者に化学物質の安全な取り扱い方を教育すること。
- 作業指針シートを実践していること、および問題が発生したときの対処方法を知っていることを確認すること。
- 決められた注意事項の守られていることが確認できる体制を確立すること。